

☆
☆ 大 阪 南 消 防 組 合 ☆
☆ 議 会 定 例 会 議 案 書 ☆
☆ 令 和 7 年 第 1 回 ☆
☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

(令和 7 年 1 月 3 0 日)

日 程 表

令和 7 年 1 月 3 0 日 定例会

日 程	議 案 等 番 号	議 案 等 名	ページ
第 1		議会運営委員会委員長報告	
第 2		会議録署名議員の指名について	
第 3		会期の決定について	
第 4	報告第 1 号	専決処分報告について「損害賠償の額の決定について」	1
第 5	報告第 2 号	専決処分報告について「職員の給与に関する条例及び大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」	3
第 6	議案第 1 号	消防功労者表彰の推薦について	1 3
第 7	議案第 2 号	大阪南消防組合手数料条例の一部改正について	1 4
第 8	議案第 3 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	1 6
第 9	議案第 4 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1 8
第 10	議案第 5 号	令和 6 年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 11	議案第 6 号	令和 7 年度大阪南消防組合一般会計予算	別冊
第 12	議員提出議案 第 1 号	大阪南消防組合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について	2 2
第 13		一般質問について	

報告第1号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第180条第1項の規定及び管理者の専決処分事項の指定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により、議会に報告する。

令和7年1月30日提出

報告

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

記

専決第8号 損害賠償の額の決定について

専決第 8 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日専決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

記

事 由	事 由 発 生 日 時 ・ 場 所	損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 の 額	当 事 者
消 防 車 に よ る 物 損 事 故	令 和 6 年 1 0 月 1 9 日 1 4 時 4 3 分 頃 河 内 長 野 市 市 町 4 6 3 番 地	河 内 長 野 市 内 所 有 者	6 0 , 5 0 0 円	大 阪 南 消 防 組 合

報告第 2 号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和 7 年 1 月 30 日提出

即日承認

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

記

専決第 9 号 職員の給与に関する条例及び大阪南消防組合会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

専決第 9 号

職員の給与に関する条例及び大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例及び大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 6 日専決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

大阪南消防組合条例第 29 号

職員の給与に関する条例及び大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 38 年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 68.75」を「100 分の 71.25」に改める。

第 23 条第 2 項第 1 号中「100 分の 102.5」を「100 分の 107.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 48.75」を「100 分の 51.25」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1 一般職給料表（第3条第1項関係）

職員の区分	職務の 等級 号給	6 等級	5 等級	4 等級	3 等級	2 等級	1 等級	特 2 等級	特 1 等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再		円	円	円	円	円	円	円	円
任用短時	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
間勤務職	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
員以外の	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
職員	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300

24	218, 400	259, 400	286, 200	320, 200	346, 200	372, 700	421, 100	459, 800
25	220, 000	260, 400	287, 300	321, 700	347, 600	374, 600	422, 700	461, 200
26	221, 700	261, 300	288, 500	323, 400	349, 300	376, 500	424, 200	462, 500
27	223, 000	262, 200	289, 800	325, 000	350, 900	378, 400	425, 700	463, 800
28	224, 300	263, 100	291, 100	326, 600	352, 500	380, 200	427, 200	465, 000
29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700	428, 700	466, 000
30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500	430, 000	466, 700
31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200	431, 300	467, 400
32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500	468, 100
33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700	468, 800
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000	469, 500
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000	
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400	
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100	
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600	
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000	
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400	

52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100	
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400	
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600	
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900	
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200	
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500	
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700	
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000	
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300	
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500	
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700	
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000	
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300	
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500	
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700	
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000	
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300	

80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800	
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000	
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200	
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000	
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200	
94		299, 400	347, 400			
95		299, 700	347, 800			
96		300, 100	348, 200			
97		300, 300	348, 400			
98		300, 600	348, 800			
99		301, 000	349, 200			
100		301, 400	349, 500			
101		301, 600	349, 800			
102		301, 900	350, 200			
103		302, 200	350, 600			
104		302, 500	351, 000			
105		302, 700	351, 500			
106		303, 000	351, 900			
107		303, 300	352, 300			

	108		303,600	352,700					
	109		303,800	353,200					
	110		304,200	353,600					
	111		304,600	353,900					
	112		304,900	354,200					
	113		305,100	354,700					
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第23条第2項第1号「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

(大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和6年大阪南消防組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の120」を「100分の127.5」に改める。

第6条の2第3項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

別表を次のように改める。

別表 会計年度任用職員給料表(第4条第1項関係)

号級	職務の等級	1 等級
		給料月額
		円
1		183,500
2		184,600
3		185,800
4		186,900
5		188,000
6		189,700
7		191,300
8		192,900
9		194,500

第4条 大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第6条の2第3項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下附則第4項において「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定は令和6年4月1日から、第22条第2項及び第3項並びに第23条第2項の規定は令和6年12月1日から、この条例の公布の際現に在職する職員に限り適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（附則第5項において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）別表の規定は令和6年4月1日から、第6条及び第6条の2の規定は令和6年11月30日から、この条例の公布の際現に在職する職員に限り適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 5 改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前的大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による内払とみなす。

議案第 1 号

消防功労者表彰の推薦について

次の者を当消防組合消防功労者として表彰したいので、大阪南消防組合消防功労者表彰条例第２条の規定により推薦する。

令和7年1月30日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

記

住所 羽曳野市郡戸

氏 名 曾我部 浩治

生年月日

推薦理由

に柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部消防士を拝命後、に退職するまでのにわたり、地域住民の生命財産を守るために、常に消防力の向上と消防組合の充実発展に寄与した。特に消防長就任時、豊富な経験と優れた知識、卓越した技量及び指導力をもって消防広域化へ協議を進め、消防広域化の実現に大きく寄与した功績は極めて顕著と認められる。

議案第 2 号

大阪南消防組合手数料条例の一部改正について

大阪南消防組合手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 3 0 日 提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

大阪南消防組合条例第 号

大阪南消防組合手数料条例の一部を改正する条例

大阪南消防組合手数料条例（平成 12 年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（手数料の免除）

第 5 条 次の各号のいずれかに該当するものは、第 3 条第 5 号から第 7 号までに規定する手数料を徴収しない。

- (1) 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの
- (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく生活扶助を受けている者から請求があったもの
- (3) 官公署から請求があったもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に免除する必要があると認めるもの

2 前項に掲げるもののほか、災害その他の事情により管理者が特に免除する必要があると認めるときは、手数料を免除することができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

議案第 3 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 3 0 日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

大阪南消防組合条例第 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項各号列記以外の部分中「一の年ごと」を「一の年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）ごと」に、「一の年に」を「一の年度に」に改め、同項第 2 号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同条第 2 項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員に係る令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までをいう。）の年次有給休暇の日数については、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日におけるこの条例による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 12 条第 1 項の規定による令和 7 年の年次有給休暇の残日数に 5 日（新条例第 2 条に規定する定年前提任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し 5 日を超えない範囲内で管理者が定める日数）を加えた日数とする。
- 3 施行日前から引き続き在職する職員の旧条例第 12 条第 2 項の規定により繰り越された令和 6 年の年次有給休暇は、令和 8 年 3 月 31 日まで取得することができる。

議案第 4 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 3 0 日 提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

大阪南消防組合条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和38年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第22条の2第3号及び第4号並びに第22条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例（昭和38年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第20号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(大阪南消防組合消防功労者表彰条例の一部改正)

第3条 大阪南消防組合消防功労者表彰条例（令和2年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(大阪南消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第4条 大阪南消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第１条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第２２条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第５項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

大阪南消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び大阪南消防組合議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年1月30日

大阪南消防組合議会

議長 草尾 勝司 様

提出者	大阪南消防組合議会議員	山本 忠司
賛成者	大阪南消防組合議会議員	遠藤 智子
	〃	峯 弘之
	〃	西田 いく子
	〃	高田 伸也
	〃	峯 満寿人
	〃	笹井 喜世子
	〃	千福 清英

議員提出議案第 1 号

大阪南消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

大阪南消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 3 0 日提出

即日原案可決

大阪南消防組合条例第 号

大阪南消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 大阪南消防組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年 柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項ただし書中「以下」を「第 2 1 条及び第 4 6 条第 1 項において」に改め、同条第 1 0 項中「以下」を「第 1 2 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項中「及び第 3 0 条」を削り、同項の表中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

第 1 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「議会の保有する」を削る。

第 4 9 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 2 条 大阪南消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 3 条から第 5 5 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 第 2 条の規定による改正後の第 5 3 条から第 5 5 条までの規定は、令和 7 年 6 月 1 日以後にした行為の処罰について適用し、同日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。